四　土地区画整理事業の名称　流山都市計画事業新市街地地区一体型特定土地区画整理事業
五　事務所の所在地　千葉県流山市駒木百七十六番地
六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成十二年三月十三日
七　施行規程の変更（第五回）及び事業計画の変更（第八回）の認可の年月日　平成二十七年十二月二十一日

○国土交通省告示第千二百十二号

危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第三百二十五条の規定に基づき、船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年十二月二十一日

国土交通大臣　石井　啓一

船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する告示

船舶による危険物の運送基準等を定める告示（昭和五十四年運輸省告示第五百四十九号）の一部を次のように改正する。

別表第八の三備考12.13.1中「この場において、当該危険物の重合等を防止するために安定剤を投入する場合にあっては、1.13.4は適用しない。また、タンク及び関連の管装置の環境制御をする場合にあっては1.13.3は、適用しない。」を削り、同表備考12.13.3中「保管すること。」の次に「ただし、タンク及び関連の管装置の環境制御をする場合（1.13.5.1及び1.13.5.2ただし書に規定する場合を除く。）は、この限りでない。」を加え、同表備考12.13.4中「であること。」の次に「ただし、当該危険物の重合等を防止するために安定剤を投入する場合は、この限りでない。」を加え、同表備考12.13.5を削り、同表備考12.13.6の次に次の二節を加える。

1.13.5　重合等を防止するために酸素に依存する安定剤を投入した危険物を運送する場合（1.13.5.1　重合等を防止するために酸素に依存する安定剤を投入した危険物を運送する場合であって、次に掲げる場合においては、積荷中及び運送中には、当該危険物を積載するタンク及び関連の管装置の蒸気空間を不活性化しないこと。ただし、揚荷中には、当該危険物を積載するタンク及び関連の管装置の蒸気空間を不活性化することができる場合にあっては、この限りでない。

(1)　規則第298条の規定により貨物タンク及び関連の管装置の環境制御（封入法による環境制御にあっては、ガスを用いるものに限る。）を行うべき場合

(2)　規則第324条第２項で準用する規則第328条第３項の規定により固定式イナート・ガス装置を操作すべき場合

1.13.5.2　重合等を防止するために酸素に依存する安定剤を投入した危険物を運送する場合であって、前節に掲げる場合以外の場合には、3,000㎥以下のタンクを用いて運送を行うこと。ただし、揚荷中に不活性化を行う場合は、この限りでない。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十八年１月１日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現に船舶により運送されている危険物の運送については、当該運送が終了するまでは、なお従前の例による。

○国土交通省告示第千二百十三号

航空法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年国土交通省令第七十三号）附則第三項の規定に基づき、航空法施行規則第百四十七条第五号の規定により航空機衝突防止装置を装備しなければならない航空機であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由により同号に規定する航空機衝突防止装置を装備することが困難なもの及び当該航空機に装備しなければならない航空機衝突防止装置について同号の規定にかかわらずなお従前の例によることとする期間を定める告示を次のように定める。

平成二十七年十二月二十一日

国土交通大臣　石井　啓一

航空法施行規則第百四十七条第五号の規定により航空機衝突防止装置を装備しなければならない航空機であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由により同号に規定する航空機衝突防止装置を装備しなければならない航空機であって、当該航空機に装備しなければならない航空機衝突防止装置について、同条第五号の規定にかかわらず、なお従前の例によることとする期間は、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一　国籍記号及び登録記号がＪＡ七五ＡＮ、ＪＡ七六ＡＮ、ＪＡ七七ＡＮ、ＪＡ七八ＡＮ、ＪＡ七九ＡＮ、ＪＡ八〇ＡＮ及びＪＡ八一ＡＮの航空機　平成二十八年一月一日から同年三月三十一日まで

二　国籍記号及び登録記号がＪＡ二二五Ｊの航空機　平成二十八年一月一日から同年十月三十一日まで

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十八年一月一日から施行する。

（航空法施行規則第百四十七条の規定により航空機衝突防止装置を装備しなければならない航空機であって技術上の理由その他のやむを得ない理由により同条第五号に規定する航空機衝突防止装置を装備することが困難なもの及び当該航空機が同条の規定にかかわらず当該装置を装備しなくてよい期間を指定する告示の廃止）

2　航空法施行規則第百四十七条の規定により航空機衝突防止装置を装備しなければならない航空機であって技術上の理由その他のやむを得ない理由により同条第五号に規定する航空機衝突防止装置を装備することが困難なもの及び当該航空機が同条の規定にかかわらず当該装置を装備しなくてよい期間を指定する告示（平成十四年国土交通省告示第千八十三号）は、廃止する。

○国土交通省告示第千二百十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十二月二十一日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

小糸魚川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十六号を平成二十一年国土交通省告示第七百七十二号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道苫小牧市字糸井

二七七番一　一号から四十六号まで

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

小泉の沢川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線、標柱十五号と十六号を平成二十一年国土交通省告示第七百七十二号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱十六号から二十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十四号を平成二十一年国土交通省告示第六百四十二号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道苫小牧市字糸井

二七七番一　一号から二十四号まで

○国土交通省告示第千二百十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十二月二十一日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川等の名称

板宿

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線及び標柱一号と二号を平成十八年国土交通省告示第百七十一号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県神戸市須磨区明神町四丁目

二三番一　一号及び二号